

「社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直し案」に関する ご意見の募集について

平成 1 9 年 1 2 月
厚生労働省
社会・援護局 福祉基盤課

昭和63年の社会福祉士及び介護福祉士制度施行以降、介護や社会福祉を取り巻く法制度、環境が大きく変化しています。こうした近年の状況に対応できる人材を養成するため、本年11月28日に社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）が成立し、同12月5日、公布されたところです。これと併せ、「社会保障審議会福祉部会」において取りまとめられた「介護福祉士及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」（平成18年12月12日）や、「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告（平成18年7月5日）を踏まえて、現在、社会福祉士及び介護福祉士の養成課程における教育内容等を見直すために、それぞれに検討作業チームを設け、御議論をいただいています。

つきましては、同作業チームにおける御議論の参考とさせていただくため、養成課程等の見直し案の骨子について、下記の要領により広くご意見を募集いたします。

なお、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承下さい。

記

1. ご意見募集期間

平成19年12月17日（月）から平成20年1月10日（木）まで

2. ご意見募集内容

社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直し案について

※見直し案の詳細については、【別添1】から【別添3】をご覧ください。

なお、「想定される教育内容の例」（【別添1】のP10～P59、【別添3】の各ページ、それぞれ右側にある薄い網掛け部分）については、あくまで「想定例」としての記載であるため、ご意見募集の対象としていません。

3. ご意見提出方法

下記のいずれかの方法にて、ご提出願います。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 宛

【※郵送の場合、平成20年1月10日（木）必着にてお願いいたします。】

○ FAXの場合

03-3591-9898

○ Eメールの場合

youseikatei@mhlw.go.jp

4. ご意見提出にあたっての注意事項

提出していただくご意見については、「養成課程の見直し（案）について」と明記の上、日本語でご提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。これらの事項については、公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承下さい。（公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出の際、その旨お書き添えいただきますよう、お願いいたします。）

5. ご不明な点についてのお問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 資格・試験係

【代表電話】 03-5253-1111（内線：2845）

※ 電話によるご意見はご遠慮下さいますようお願いいたします。

以上